

議案第 17 号

総社市営墓地条例の一部改正について

総社市営墓地条例（平成 17 年総社市条例第 161 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

市営墓地管理料の不均衡の是正措置として、管理料を廃止するため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市営墓地条例の一部を改正する条例

総社市営墓地条例（平成 17 年総社市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
（使用料） 第 6 条 略 2 及び 3 略 <u>4</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認め たときは、その全部又は一部を還付することができる。 （使用料の減免） 第 7 条 市長が貧困又は災害その他特別の事由があると認めた者に対して は、使用料を減額し、又は免除することができる。	（使用料及び管理料） 第 6 条 略 2 及び 3 略 <u>4</u> 山手奥田墓地，下山墓地及び新下山墓地の利用者は，4 月 1 日を基準日 として年額 2，000 円の管理料を納付しなければならない。ただし，管 理料の納期は，同月末日とする。 <u>5</u> 既納の使用料及び管理料は，還付しない。ただし，市長が特別の事由が あると認めたときは，その全部又は一部を還付することができる。 （使用料及び管理料の減免） 第 7 条 市長が貧困又は災害その他特別の事由があると認めた者に対して は，使用料及び管理料を減額し，又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。